

盛岡市空き家等対策協力事業者登録制度 登録事業者名簿(令和8年10月1日時点)

【利用にあたっての注意事項】

- ・市が、優良事業者を紹介するものではありません。
- ・事業者の提供するサービスを利用する際に発生する料金は、依頼者の負担になります。
- ・料金やサービスは、事業者ごとに異なります。
- ・依頼内容については、事業者とご相談の上、決定してください。
- ・依頼内容の決定やそれに伴う契約行為、また、サービスに関するトラブル等に、市は関与しません。

[illegible]

